

「Graffer 要介護認定照会」 利用開始の手引き

このたび、当自治体では、Web 上から 24 時間 365 日要介護認定申請の進捗状況の確認が可能となる「Graffer 要介護認定照会」を導入しました。本システムをご利用いただくには、以下の手順で Graffer アカウントの作成と事業所登録申請が必要です。

この手引きを参考に、事業所管理者の方が事業所登録申請を行い、事業所の従業員を事業所メンバーとして追加してください。

【重要】

- **Graffer アカウント：原則、全ての事業所ユーザーに個別に必要です。**
- **事業所管理者の役割：事業所メンバーを事業所に紐づけ、アカウント管理を行う役割を担います。事業所内アカウント管理を適切に行ってください。**

【スケジュール】

- 令和 8 年 6 月 25 日（木） 事業所登録申請 受付開始
- 令和 8 年 6 月 25 日（木） Graffer 要介護認定照会 運用開始
- 令和 8 年 7 月 31 日（金） Graffer 要介護認定照会への移行期間終了

本システムの運用開始から移行期間の終了までは、従来の方法による照会と本システムを用いた照会の両方が可能です。

令和年 8 年 8 月 3 日（月）以降は、原則、本システムによる照会対応とさせていただきますので、早めの事業所登録にご協力下さい。

【Graffer 要介護認定照会の URL】

<https://ttzk.graffer.jp/nintei-shoukai/city-fuji/>

※Graffer アカウント登録に伴いメール通知される URL とは異なります。照会は上記の URL から行って下さい。

【事業所登録申請時の提出書類】

事業所指定通知書又は指定更新通知書

システム利用の流れ

1. Graffer アカウント作成（ご利用いただく方は、個別にアカウントが必要です。）
2. 事業所登録申請と承認
3. 事業所メンバーの追加登録
4. システム利用開始

1. Graffer アカウント作成

【ステップ 1】 Graffer 要介護認定照会の利用を開始

URL (<https://ttzk.graffer.jp/nintei-shoukai/city-fuji/>) からアクセスし、「新規アカウント登録」からアカウントを作成します。

This screenshot shows a web page titled "Grafferアカウントをお持ちでない方" (For those who do not have a Graffer account). It explains that registering for a Graffer account allows for saving applications and checking application history, and that registration is free. A red rectangular box highlights a button labeled "新規アカウント登録" (Register New Account).

※Graffer アカウントをお持ちの方は登録不要です。

必要な項目を入力して「Graffer アカウントに登録」をクリック。

This screenshot shows the registration form titled "情報を入力して登録" (Enter information to register). It instructs users to enter all items to proceed with account registration. The form includes fields for "姓" (Surname) with the example "山田" and "名" (Name) with the example "太郎", both marked as required and with green checkmarks. The "メールアドレス" (Email address) field contains "sample@mail.com" and is also marked as required with a green checkmark. The "パスワード" (Password) field is marked as required, has a note about 8-character length and alphanumeric requirements, and contains masked text with a green checkmark. There is a checkbox for "パスワードを表示" (Show password). Below the form, there are links to "Grafferアカウント規約" (Terms of Service) and "プライバシーポリシー" (Privacy Policy), followed by a statement of agreement. At the bottom, there is a blue button labeled "Grafferアカウントに登録" (Register for Graffer account).

仮登録完了メールが届くので、本文の URL をクリックしてください。

Grafferのサービス利用アカウントの仮登録が完了しました。
以下のURLをクリックすることでアカウントの本登録が完了します。

<https://accounts.graffer.jp/activation/aa-a1af73e4-928f-4a80-a560-fbfab11f50ef>

画面が開き、アカウントの本登録が完了します。

画面の「こちらからログインしサービスをご利用ください」をクリックしてログインすると、
Graffer 要介護認定照会のページに戻ります。



※本登録が完了後に送られる「アカウント登録完了のご案内」のメール本文 URL からは本システムにログインできません。下記 URL からアクセスしてください。

<https://ttzk.graffer.jp/nintei-shoukai/city-fuji/>

※Google や LINE などの外部サービスでご利用・ご登録の場合は、別途名前を登録する必要があります。案内に従って「基本情報編集」を別ページで開き、姓名・カナを入力の上、元のページに戻り、進んでください。

【ステップ 2】事業所への登録を確認

「事業所への登録がされていません」と表示されるので、案内に従って事業所登録を行うか、事業所の管理者にメンバーの追加登録を依頼してください。

【事業所管理者の方】

「2.事業所登録申請と承認」に進んでください。

【事業所管理者ではない方】

「3.事業所メンバーの登録について」に進んでください。

2. 事業所登録申請と承認

【ステップ 1】事業所登録申請ページに進む

「事業所への登録がされていません」ページ下部にある「事業所登録を申請する」をクリックしてください。

事業所管理者の方

はじめてご利用になる事業所の管理者の方は、こちらから事業所登録の申請を行ってください。自治体に承認され事業所が登録されると、その事業所の管理者として登録されます。

事業所登録を申請する

※ 事業所登録は原則、事業所の管理者が行ってください。

【ステップ 2】事業所登録申請する

事業所登録申請

事業所名 必須

事業所電話番号 必須

事業所番号の有無 必須

☐ あり

☐ なし

提出書類 必須

本サービスの利用対象であることが確認できる書類のデータを提出してください
ファイル形式は jpg, pdf, png, heic, heif です。

 ファイルを選択...

次の情報を入力して、「申請する」ボタンをクリックしてください。

事業所名: 登録する事業所の名称

事業所電話番号: 代表電話番号

事業所番号: ない場合は不要です。

提出書類: 「事業所指定通知書又は指定更新通知書」をアップロードし、添付してください。

【ステップ 3】自治体による事業所登録の承認

自治体が申請内容を確認し、承認または差し戻しのメールを送ります。差し戻しの場合は、メール記載の差し戻し理由を確認し、修正後に再度申請し直してください。

3. 事業所メンバーの登録について

事業所登録申請が承認され、本システムを利用できるようになると、事業所管理者は事業所の従業員をメンバーとして追加することができます。事業所メンバーとして追加するためには、従業員ごとに Graffer アカウントの作成が必要です。

方法①：招待メールで登録する

追加したい従業員のメールアドレス宛に招待メールを送信し、メンバーとして登録する方法です。事前に従業員に Graffer アカウントを作成してもらい、アカウント作成時のメールアドレスを管理者にお知らせいただくとスムーズに登録できます。

【ステップ 1】事業所管理画面で事業所メンバー追加をクリック

「メニュー」から「事業所管理」に進み、「事業所メンバーを追加」をクリックします。



【ステップ 2】メールアドレスを入力し、招待メールを送信

「招待メール送信」を選択して、追加する従業員のメールアドレスを入力し「送信する」をク

リックしてください。入力したメールアドレス宛に招待メールが送信され、従業員はメール内のリンクから事業所に参加できます。

事業所メンバー追加

事業所メンバー追加方法 必須

☒ 招待メール送信

☐ Graffer アカウントID入力

メールアドレス 必須

example@graffer.jp

注意事項

招待リンクの有効期限は 48 時間です。有効期限が切れた場合は、再度招待メールを送信してください。招待リンクは、送信先のメールアドレスで登録された Graffer アカウントでのみ使用できます。

方法②：Graffer アカウント ID で登録する

従業員の Graffer アカウント ID を入力してメンバーとして登録する方法です。

【ステップ 1】従業員に Graffer アカウントの作成を依頼

事業所管理者は、従業員に Graffer アカウントの作成を依頼し、従業員の Graffer アカウント ID を確認します。「事業所への登録がされていません」画面で Graffer アカウント ID は確認できます。

あなたのGrafferアカウントID

12345 67890 12345 67890

 クリップボードにコピー

【ステップ 2】事業所管理画面で事業所メンバー追加をクリック

「メニュー」から「事業所管理」に進み、「事業所メンバーを追加」をクリックします。

ホーム メニュー

山田 太郎

照会履歴

情報提供申請

事業所管理

事業所管理

事業所名	サンプル事業所
事業所番号	1234567890

事業所メンバー追加

【ステップ 3】 Graffer アカウント ID を入力し、事業所メンバーを追加

「Graffer アカウント ID で追加」を選択して、権限を選択し、追加する従業員の Graffer アカウント ID を入力して追加してください。※管理者は、メンバーの追加・変更・削除ができます。

事業所メンバー追加

事業所メンバー追加方法

☐ 招待メール送信

☒ Graffer アカウント ID 入力

権限

☐ 管理者

☒ メンバー

Graffer アカウント ID

example@graffer.jp

キャンセル 追加する

よくある質問（FAQ）

Q1. 従業員が退職した場合、どうすればいいですか？

A. 事業所管理者がシステム上で従業員の登録を削除してください。

Q2. 事業所の管理者が変更になった場合、どうすればいいですか？

A. 事業所には最低一人の管理者を設定する必要があります。新しく追加した管理者は前の管理者の権限をスタッフに戻すかメンバーから削除することができます。

Q3. Graffer アカウント ID が分からない

A. 下記 URL からログインして「事業所への登録がされていません」の画面の Graffer アカウント ID（19 桁の数字）を管理者に伝えてメンバー登録を行ってください。

「照会する」が表示される場合は、すでに事業所メンバーに追加済みですので、Graffer アカウント ID は必要ありません。

<https://ttzk.graffer.jp/nintei-shoukai/city-fuji/>



事業所への登録がされていません

このアカウントは事業所に登録されていないため、事業所への登録が必要です。

あなたのGrafferアカウントID

12345 67890 12345 67890

 クリップボードにコピー

Q4. 2 段階認証の設定方法

A. 以下の手順で設定してください。

1. Graffer 要介護認定照会にログイン
2. 【Graffer アカウント】 アカウント登録完了のご案内メールを開きます
3. メール内の以下の URL をクリック

【重要】2段階認証の設定

お客様のアカウントをより安全にご利用いただくために、2段階認証の設定を推奨して2段階認証を設定すると、ログイン時にパスワードに加えて、ご登録のメールアドレス第三者による不正ログインを効果的に防ぐことができます。

以下のURLより2段階認証を設定いただけます。
<https://accounts.graffer.jp/setting/two-phase-auth>

※ ログインしてから URL をクリックしてください（ログイン前にクリックするとサービス一覧画面に遷移してしまいます）

4. 「2 段階認証を設定する」をクリック
5. 【Graffer アカウント】 二段階認証設定のご案内メールが届きます

【設定後のログイン方法】

1. メールアドレスとパスワードを入力
2. メールで届いた 6 桁の数字を入力
3. ログイン完了

※ワンタイムパスワードの有効期限は 10 分間です

その他の詳細は、本システム内のヘルプページをご参照ください。

ヘルプページへのリンクは、ページ下部やヘッダーのプルダウンメニューの中にあります。



ご不明な点がございましたら、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

- **問い合わせ先:** 富士市 介護保険課 認定担当
- **電話番号:** 0545-55-2765
- **メールアドレス:** kaigo-nintei@div.city.fuji.shizuoka.jp